

## 令和6年度(2024年度)スマート農業技術アドバイザー派遣モデル事業実施要領

### (目的)

第1条 本事業は、スマート農業技術を活用した取組みを検討している農業者等に対して、スマート農業技術に関する知見・ノウハウ等を有する専門家を派遣し、助言や情報提供等を行うことにより、農業者等におけるスマート農業技術の活用を推進することを目的とする。

### (事業の対象者)

第2条 本事業は、スマート農業技術の導入を検討している農業者等からの依頼に対して、アドバイザーの派遣を行うこととする。なお、本事業において農業者等とは、以下に掲げるものをいう。

- 一 農業者
- 二 農事組合法人
- 三 農地所有適格法人
- 四 農業者で組織する団体(集落営農組織、青年農業クラブなど)

### (事業内容)

第3条 本事業は、以下のスマート農業技術に関する取組みに対し、依頼内容に応じたアドバイザーを現地に派遣し、課題の整理、アドバイス及び情報提供等の支援を行う。ただし、参加費等を徴収して行う有料の講習会等への派遣は対象としない。

- 一 自動運転・操舵等に関すること  
:自動運転技術、自動操舵、直進アシスト技術、可変施肥システム、食味・収量センサ付コンバインなど
- 二 ドローンに関すること  
:農薬散布、肥料散布、センシングなど
- 三 環境制御技術に関すること  
:栽培環境のセンシング(露地)、統合環境制御(ハウス)、生育・収量の予測システム、病虫害発生予測システムなど
- 四 その他のスマート農業技術に関すること  
:経営・流通管理システムするなど

### (派遣の申請)

第4条 派遣を希望する農業者等は、派遣申請書(別記第1号様式)を農業技術課へ提出する。

(派遣の決定)

第5条 農業技術課は、前条の規定による派遣の申請があったときは、その内容を審査し、派遣することが適当であると判断したときは、申請者及びアドバイザー双方と調整のうえ、派遣を決定し、派遣決定通知書(別記第2号様式)を申請者に通知する。

2 農業技術課は、前項の審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、申請者からの説明及び関係農業普及・振興課からの助言を求めることができる。

3 農業技術課は、派遣を決定した場合、その旨を関係農業普及・振興課及び市町村に通知する。

(派遣内容の変更)

第6条 第5条の通知を受けた申請者が、派遣日時及び場所を変更するときは、あらかじめアドバイザーと調整のうえ、変更届(別記3号様式)を農業技術課に提出する。

(実績報告)

第7条 申請者は、アドバイザーの派遣が完了したときは、速やかに実績報告書(別記第4号様式)を農業技術課に提出する。

2 農業技術課は、実績報告書で提出された写真等について、県が発行する冊子及びホームページ等で利用することができる。

(派遣の辞退)

第8条 申請者は、派遣決定後に派遣を辞退したい場合は、辞退の理由を具体的に記載した書面を農業技術課に提出する。

(派遣費用)

第9条 農業技術課は、予算の範囲内でアドバイザーの報償費及び旅費を負担する。

2 報償費及び旅費の支払い額については、県の規定に準じて支払うものとする。

3 講演会場の手配、機材準備(実演機、PC、プロジェクター等を含む。)に係る費用は申請者が負担する。

(派遣回数)

第10条 アドバイザーの派遣回数は、原則として1回までとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、農業技術課長が別に定める